

船員法施行規則の一部改正について

平成24年7月
海事局運航労務課

1. 改正の経緯

ブリッジでの見張業務（航海当直）を行う部員（以下「航海当直部員」という。）については、船舶航行の安全を確保するため、国際条約にも準拠し、船員法施行規則において資格要件が定められ、職務を行うために必要な知識及び能力を有すると認められた者でなければならないこととされています。また、この航海当直部員の資格については、三段階（甲種・乙種・丙種）に資格体系が区分されるとともに、船舶の総トン数に応じ、必要な乗組み基準が定められています。

このような中、優秀な船員の効率的・効果的な養成のあり方について検討を行う場として平成23年5月に設置された「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」の最終報告（平成24年3月）において、新たな人材の供給源の一つである水産系高校卒業者に係る資格制度の改善方策として、本資格制度の見直しが提言されたことを踏まえ、今般、以下のとおり、甲板部航海当直部員の資格区分及び乗組み基準について、改正を行うこととしました。

2. 改正の概要

(1) 甲板部航海当直部員の資格区分について

甲板部の航海当直部員の資格について、現行、「甲種甲板部航海当直部員」、「乙種甲板部航海当直部員」及び「丙種甲板部航海当直部員」の三段階に区分されているところ、これらを「甲板部航海当直部員」として一本化し、当該部員に係る資格の取得要件を、以下のとおり「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」（STCW条約）に規定する要件と同様とします。

- ① 満16歳以上であること。
- ② 健康証明書（船員法第83条における健康証明書をいう。）を受有していること。
- ③ 次のいずれかに適合すること。
 - (イ) 甲板部の航海当直又はこれに準ずる業務に6ヶ月以上従事した経験を有すること。
 - (ロ) 船内における業務に2ヶ月以上従事した経験があり、甲板部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。

(2) 甲板部航海当直部員の乗組みに関する基準について

現行、総トン数700トン以上の船舶とそれ以外の船舶について、従来の甲板部航海当直部員の資格区分に基づき乗組みに関する基準を設けているところ、(1)の改正に伴い当該区分を廃止することに伴い、一律に、甲板部の航海当直部員として「甲板部航海当直部員」の資格受有者を乗り組ませることとします。

(3) その他

その他所要の改正を行います。

3. 今後の予定

公 布：平成24年8月

施 行：公布の日